

# スクールヘルスリーダー派遣事業基本方針

神戸市教育委員会事務局健康教育課

## 1 趣旨

児童生徒等を取りまく健康課題は多様化しており、専門的な視点での対応が求められる中、養護教員が果たす役割への期待は高まっている。しかし、大半の学校園では養護教員が一人配置のため、十分な対応が困難な状況にある。

そこで、スクールヘルスリーダーとして、経験豊かな退職養護教員（以下「指導者」という。）を経験の浅い養護教員が在籍する学校園へ派遣し、保健室での業務や児童生徒等への対応、校園内組織との連携等について指導助言を行うことで、児童生徒等が抱える健康課題に的確に対応できるよう環境を整備する。

また、経験のない校種への人事異動等があった養護教員に対しては、異動先の児童生徒等の年齢に応じた適切な対応ができるよう、校種に応じた指導・助言を行い、養護教員の基礎的・専門的な知識と技能の向上を図る。

## 2 事業の実施者

神戸市教育委員会健康教育課（以下「市教育委員会」という。）

## 3 事業の対象者

本市採用4年目までの養護教員のうち、市教育委員会が総合的に検討し、決定した者（以下「本市採用養護教員」という。）

## 4 派遣校園の決定

市教育委員会が適任者を任命し、本市採用養護教員が所属する学校園（以下「関係校園」という。）に派遣する。

原則として、複数配置校や同校種の異動者、同校種の臨時経験者は除くが、学校園の状況に応じて市教育委員会は関係校園長と相談の上、派遣することができる。

また、関係校園長が希望しない場合は、派遣を行わない。

## 5 事業実施期間

原則として、4月1日から翌年の3月31日迄の1年間に実施する。

## 6 指導者

指導者の資格、派遣先、派遣人数、職務内容は次のとおりとする。

### (1) 資格

原則として養護教員の退職者で、指導者としての資質を有する者

### (2) 派遣先

関係校園

### (3) 派遣人数

本市採用養護教員1人につき、指導者を1人派遣する。

#### (4)職務内容

本市採用養護教員に対して、実務上必要な事項について指導及び助言を行うとともに、本市採用養護教員の職務に関する種々の相談に応じる。

その他、スクールヘルスリーダー派遣事業に関し、関係校園長が必要と認める事項を行う。

### 7 勤務条件

(1)指導者の報酬は、教育職（5）給料表に基づき、2級37号給の時給とする。

(2)1日あたりの勤務時間は、6時間を上限とする。

(3)報酬及び費用弁償は、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月30日条例第8号)に基づき、支給する。

なお、通勤用車両を派遣校園に駐車する場合は、教育財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱に基づき、使用料を徴収する。

(4)旅費は、旅費条例(昭和27年7月11日条例第45号)に基づき、別途支給する。

### 8 連絡協議会の開催

年間3回程度開催する連絡協議会に、指導者は出席すること。

- ・第1回目（4月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー
- ・第2回目（9月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー・派遣事業連絡協議会委員
- ・第3回目（3月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー

### 9 校園内体制の整備

(1)関係校園長は校園内体制を整備し、本市採用養護教員が講義を受ける際は、業務に支障が生じないように配慮すること。

(2)本市採用養護教員は、学校保健執務に関する市教育委員会からの通知通達の内容を、指導者と漏れなく情報共有すること。

### 10 出務内容報告書の作成

関係校園長及び本市採用養護教員は、年度末に「スクールヘルスリーダー派遣事業出務内容報告書(様式3)」を作成し、市教育委員会へ報告する。